

令和2年（2020年）1月29日

新型コロナウイルスに係る第1回豊中市危機管理対策本部会議

日時：1月29日午後3時30分

場所：秘書課第二応接室

次 第

1. これまでの経過

①国内での患者発生状況

7例（1月29日現在）

②世界保健機関（WHO）緊急委員会の発表

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」には該当しない。

③大阪府新型コロナウイルス対策本部の設置

別紙

④1月28日 国が指定感染症に指定

今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、感染症法・検疫法に基づく指定感染症・検疫感染症に指定された。

2. 本市の取組状況について

○関係機関との情報共有

○市民等への広報・啓発

3. 今後の対応について

大阪府新型コロナウイルス対策本部(第2回)

1. 最新の発生状況

・発生状況(厚生労働省発表 1/27 版)

	発症者	うち死亡者	備考
中 国	2,744	80	
日 本	4*	0	府内での陽性例:0
そ の 他	40	0	11カ国
合 計	2,788	80	

※ 1例目:神奈川在住、2~4例目:武漢市からの旅行者(東京都、愛知県)

2. WHO(世界保健機関)及び厚生労働省の対応

<WHO声明>

『国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態』を宣言する状況にはないものの、ヒトからヒトへの感染は認められ、中国以外の国においてはサーベイランスが重要としている。

<国、厚生労働省等の対応>

- ・国は、新型コロナウイルスによる肺炎について、感染症法に基づく「指定感染症」と検疫法の「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定した。
⇒これにより感染者への入院勧告・措置や就業制限、入国者への検査指示などが可能になる。
(2月上旬施行見込み)
(別添1)
- ・武漢市内に住む日本人の帰国に向けて、チャーター機を派遣予定。

3. 大阪府の対応

(1) 新型コロナウイルス関連肺炎の疑似症を疑う場合の受診体制・検査体制の確保

- ・発熱(37.5℃以上)と呼吸器症状があり、かつ、武漢市滞在歴等がある患者や医療機関からの相談に応じ、専門的な感染症対応が可能な医療機関へ誘導する仕組みを構築。(別添2)
- ・迅速に検査を行うため、大阪健康安全基盤研究所において検査体制を整備中。

(2) 府民向け相談窓口の設置(別添3)

- ・府民に対する電話相談窓口の設置<健康医療部 医療対策課>
 - 開設時間 9:00~18:00(土曜・休日も同様)
 - 電話番号 06-6944-8197
 - FAX番号 06-6944-7579

(3) 来阪外国人への情報提供及び電話相談窓口(別添3)

- ・多言語コールセンター(Osaka Call Center)<公益財団法人 大阪観光局>
 - 開設時間 7:00~23:00(一部言語は午前9時から午後6時まで)
 - 電話番号 06-6131-4550
- ・また、中国人スタッフ(1名)が対応する専用回線も設置<公益財団法人 大阪観光局>
 - 開設時間 24時間対応
 - 電話番号 080-1460-7627
- ・24時間対応の多言語コールセンター(Japan Visitor Hotline)<日本政府観光局>
 - 開設時間 24時間対応
 - 電話番号 050-3816-2787
- ・来阪外国人へのホームページ等での情報提供

感染症法に基づく主な措置の概要

	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型コロナウイルス感染症
規定されている疾病名	エボラ出血熱 ペスト マラリア等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1)等	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス等	黄熱 鳥インフルエンザ(H5N1) 赤痢等	インフルエンザ 性器伝染病等	新型コロナウイルス 再興型インフルエンザ
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律(発動は大臣による公表)
隔離【検疫法】	○	×	×	×	×	○
停留【検疫法】	○	×	×	×	×	○
検査【検疫法】	○	×	×	×	×	○
無症状病原体保有者への適用	○	×	×	×	×	○
疑似症患者への適用	○	○	×	×	×	○
入院の勧告・措置	○	○	×	×	×	○
就業制限	○	○	○	×	×	○
健康診断・診察の勧告・実施	○	○	○	×	×	○
死体の移動制限	○	○	○	×	×	○
生活用水の使用制限	○	○	○	×	×	○
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○	○	×	×	○
汚染された物件の廃棄等	○	○	○	×	×	○
汚染された場所の消毒	○	○	○	×	×	○
獣医師の届出	○	○	○	×	×	○
医師の届出	○	○	○	×	×	○
積極的疫学調査の実施	○	○	○	×	×	○
建物の立入制限・封鎖	○	○	○	×	×	○
交通の制限	○	○	○	×	×	○
健康状態の報告要請	×	×	×	×	×	○
外出の自粛の要請	×	×	×	×	×	○

指定感染症：一～三類感染症に準じた対人、対物措置
※政令で指定。一年で失効するが、一回に限り延長可

《感染症発生動向調査等対象疾患及び疾患ごとの医療体制》

対象疾患	把握方法	主な対応	医療体制	医療費負担
一類感染症 (ペスト、エボラ出血熱等 7疾患)	全数把握	原則として入院	第一種感染症指定医療機関 (大阪府：3病院4床) ※②	医療保険適用 (残額(入院に係る分)は公費負担)
二類感染症 (結核、SARS等 7疾患)	全数把握	状況に応じ入院	第二種感染症指定医療機関 (大阪府：6病院72床) ※③ 結核病床を有する医療機関 (大阪府：5病院292床) ※④	
三類感染症 (腸管出血性大腸菌 感染症等5疾患)	全数把握	特定業務への就業制限	全ての医療機関	医療保険適用 (残額は自己負担)
四類感染症 (マラリア等44疾患)	全数把握	輸入規制・消毒・物件の廃棄		
五類感染症 (風しん、麻しん等24疾患)	全数把握	発生動向の把握・提供		
五類感染症 (感染性胃腸炎等24疾患)	定点把握			
新感染症	全数把握	原則として入院	特定感染症指定医療機関 (全国：4病院10床、 大阪府：1病院2床) ※①	全額公費 (医療保険適用なし)
新型インフルエンザ等 (新型、再興型インフルエンザ の2種)	全数把握		第二種感染症指定医療機関 (大阪府：6病院72床) ※③	医療保険適用 (残額(入院に係る分)は公費負担)
指定感染症	全数把握	一類～三類感染症に準じた措置		
疑似症 (原因不明の重症の感染症)	定点把握	一類又は二類感染症に準じた措置		

(平成31年4月現在)

【大阪府内の感染症指定医療機関】

※①特定感染症指定医療機関：りんくう総合医療センター2床

※②第一種感染症指定医療機関：大阪市立総合医療センター1床、堺市立総合医療センター1床、りんくう総合医療センター2床

※③第二種感染症指定医療機関：市立豊中病院14床、市立ひらかた病院8床、

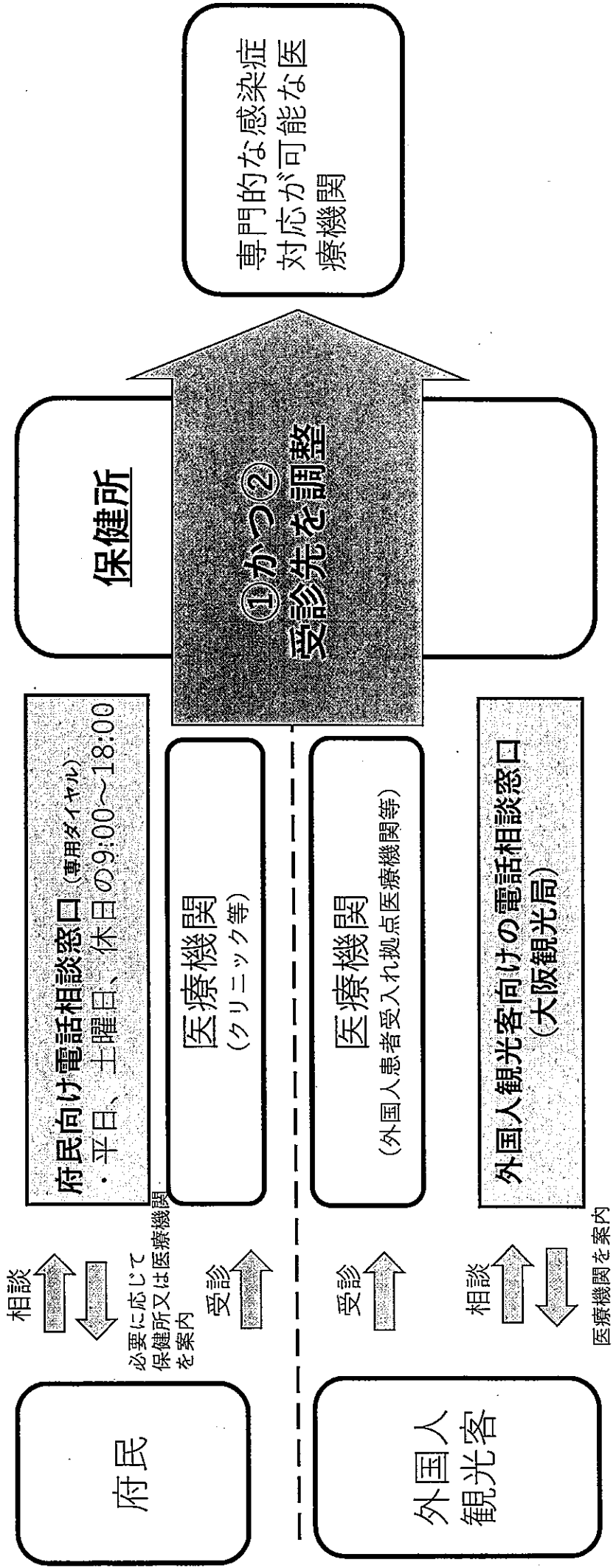
大阪市立総合医療センター32床、堺市立総合医療センター6床、りんくう総合医療センター6床、大阪はびきの医療センター6床

※④結核病床を有する医療機関：大阪病院30床、阪奈病院123床、大阪はびきの医療センター60床、大阪市立十三市民病院39床、近畿中央呼吸器センター40床

新型コロナウイルス感染症に関する医療機関受診までのフロー

別添 2

- ① 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状
- ② 2週間以内に武漢市への渡航歴があるもしくは、「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。(2020年1月28日時点)



■府民向け相談窓口の設置

別添3

【専用電話】 06-6944-8197 (2回線で受付)

【専用FAX】 06-6944-7579

【開設日】 令和2年1月29日(水)

【相談受付時間】 午前9時～午後6時まで 平日・土曜・日曜・祝日対応

【主な相談対象者】

- ・武漢市への渡航歴がある方で発熱や呼吸器症状がある方
- ・武漢市への渡航歴がある方や肺炎患者との濃厚な接触をし、発熱や呼吸器症状がある方
- ※上記以外の方や一般的な質問は大阪府ホームページ等を参照
- ※上記時間帯以外はお近くの保健所で電話受付

■来阪外国人向け相談窓口

【電話相談】

・大阪観光局のコールセンター (Osaka Call Center)において、8言語で対応

(日・英・中・韓・スペイン・ポルトガル・タイ・バトナム) (06-6131-4550)

※午前7時から午後11時まで (タイ語・バトナム語は午前9時から午後6時まで)

また、中国人スタッフ(1名)が対応する専用回線も設置 (080-1460-7627) ※24時間対応

・日本政府観光局において、24時間対応の多言語コールセンター「Japan Visitor Hotline」を設置し、緊急時(事故・病気等)、災害時、一般観光案内に対応 (050-3816-2787)

【ホームページによる情報提供】

その他、多言語対応可能な病院の情報については、以下で案内。

・大阪府HP「おおさかメデイカルネット」 <https://www.mfis.pref.osaka.jp/omfo/>

・日本政府観光局HP https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html



府民の皆さんへ

- 新型コロナウイルス感染症が、国内でも確認されるなど、拡大しています。
- 大阪府では、1月24日（金曜日）に、私を本部長とする「大阪府新型コロナウイルス対策本部」を設置し、関係部局で情報を共有するとともに、医療機関や関係機関と連携し、感染拡大の防止に向けて、全力で取り組んでいるところです。
- 1月29日（水曜日）からは、府民向けの専用電話相談窓口を開設します。また、来阪外国人観光客の皆様に向けには、大阪観光局において、中国語対応可能な専用電話回線を設置していただいています。保健所においても、コールセンター等での対応も含め、24時間、電話が繋がる体制を整えています。
- あわせて、府内の医療機関の協力のもと、診療体制もしっかり整えています。

府民及び関係機関に対する新型コロナウイルスに係る注意喚起等の実施状況

別添5

対応状況			
危機管理室 青少年・地域安全室	SNS上にある誤情報の監視 府民への情報発信（おおさか防災ネット掲載） 執務室入口及び所管施設での府民向けチラシの掲示・配付 海洋センター指定管理者に対し、館内感染対策実施の徹底及び府民向けチラシの館内への掲示、配架を依頼 おおさか防災ネットツイッター	1/24 実施済み 1/24 実施済み 1/24,27 実施済み 1/27 実施済み 事象により実施予定	
	政策企画部	職場・職員等に感染予防の呼びかけなど注意喚起の実施	1/24 実施済み
	総務部	職場・職員に感染予防の徹底の呼びかけ 府民向けチラシ等の所管建築物等への貼付	1/24 実施済み 1/24 実施済み
		府民向けチラシを関係団体（大手前5団体・吹州庁舎15団体・その他6団体）へ配布し、啓発を依頼	1/24,27 実施済み
財務部	企業等への啓発協力要請（13団体実施済） 公民連携フォーラムでの注意喚起	順次実施中 1/27 実施済み	
	関係機関への注意喚起の実施（各市町村消費生活センター等50団体） 観光庁からの旅行者向け周知協力依頼文書を府HP上に掲載（対象：619団体） 在関西総領事館等への情報提供（府関連HPの案内・啓発チラシの活用）	1/23,27 実施済み 1/23 実施済み 1/27 実施済み	
府民文化部	府ホームページによる情報発信 ・トップページに「重要なお知らせ」を掲載 ・万博記念公園のホームページの「お知らせ」欄に、府HPの新型コロナウイルス関連肺炎についてのページへのリンクを掲出。	1/24,27 実施済み	
	SNS（フェイスブック、ツイッター）による情報発信 所管施設等におけるポスターの掲示（11施設）	1/24 実施済み 1/24～順次掲示 1/27～順次配置	
	府民向けチラシの配布（配布用ラックへの配置）（3施設） 公立学校法人大阪（関係団体）の取り組み ・キャンパス内のポスター掲示等による注意喚起の実施	1/27～順次掲示	
	大阪観光局（関係団体）の取り組み ・HP（OSAKA-INFO）にて外国人が受診可能な医療機関等のHPのリンク及び多言語コールセンターの電話番号を英語・簡体字で掲載。 ・観光案内所（大阪・新大阪・難波）での周知（多言語啓発リーフレットの掲示等）。 ・ホテル、旅行者への周知と情報提供依頼の実施	1/23 実施済み	
	大阪府国際交流財団（関係団体）の取り組み ・フェイスブック（12言語）で情報提供（府関連HPの案内等） ・啓発チラシの配布（ラックに配架）	1/27 実施済み	

福祉部	<p>部関係機関・施設等へ最新情報の収集や発生防止について文書で注意喚起を実施 (府から通知) 出先機関、府立施設、民生委員協議会、府所管・指定施設等、障がい者団体 (市町村を通じて通知) 民生児童委員、保育所、認可外保育施設設置者・管理者、子育て支援事業者</p>	1/24,27 実施済み
商工労働部	<p>府HPで事業者向けに最新情報の収集や発生防止について注意喚起を実施 府民向けチラシの産業支援団体等を通じた事業者等への周知(57箇所) 府民向けチラシの府関連施設での掲示・配架(12施設) 府・関係機関によるメールマガジン等を活用した事業者等への周知</p>	1/24 実施済み 1/24 実施済み 1/27～順次実施 1/27～順次実施
環境農林水産部	<p>農林水産業、食品産業等に関連する923の団体・事業者に啓発チラシを配布 府民が来訪する施設に啓発チラシを掲示・配架し、手指用消毒剤を設置 SNS等を活用した啓発チラシに関する情報の発信</p>	1/24 実施済み 1/24 実施済み 1/31 実施予定
都市整備部	<p>交通機関(鉄道・高速道路)、19府営公園等での府民向けポスター掲示依頼 バス・タクシー事業者(協会を通じて)並びに港湾関係者へ啓発周知依頼 狭山池博物館、津波高潮がーゾム、出先事務所での府民向けポスター掲示 府民向けチラシの各府営住宅管理センター(指定管理者)への送付 府民向けチラシを関係団体(予定:建設関係16団体・宅建関係12団体)へ配布し、啓発 を依頼</p>	1/24～順次掲示 (主要駅、府内PA・SA、 全府営公園掲示済み) 1/24～順次周知 1/24 掲示済み 1/24 実施済み 準備中
住宅まちづくり部	<p>府民向けチラシを関係団体(建築士会・建築士事務所協会・大阪府内で業務を行う指定確 認検査機関30機関・協議会関係30者)へ配布し、啓発を依頼 職員、来室者用手指消毒剤を発注 府民向けチラシを窓口等に掲示・配架</p>	1/27 実施済み 1/31 納品予定 1/27 実施済み 1/23,24,27 実施済み
教育庁	<p>府立学校・市町村教育委員会・私立学校への情報提供及び関係者への周知依頼 図書館等公の施設において、府民向けチラシを窓口等に掲示・配架</p>	準備中
府警本部	<p>警察職員向けへの感染症予防に関する周知(ヘルスアップNEWS) 訪日外国人に対する啓発チラシの府からの掲示依頼への対応</p>	1/23 実施済み 準備中
健康医療部	<p>大阪府新型コロナウイルス対策本部の設置 WHO緊急委員会や厚生労働省の情報収集 疑似患者が発生した場合の検査体制・院内感染対策について、医療機関、保健所へ周知 検疫所・関空・航空会社・鉄道等の関係者と情報連携会議 大阪府・保健所設置市等感染症連携会議にて、疑い事例の情報共有体制等を確認。 大阪健康安全基盤研究所HPに関連情報を掲載 府HP、おおさか防災ネット等に「新型コロナウイルス関連肺炎について」掲載 チラシ等の作成(中、英) 各部署より関係団体等へ周知</p>	1/24 実施済み 1/7～実施済み 1/21～実施済み 1/24 実施済み 1/21 実施済み 1/23～実施済み 1/21～実施済み 1/24 実施済み

新型コロナウイルス感染症り患者に係る情報の公表の考え方(案)

- 国においては、詳しい行動歴等を公表していないが、府においては、府民の皆様の不安を少しでも解消するため、不要な混乱を招かない範囲で、府内の行動歴を公表することとする。

【参考】国の公表内容・・・年代、性別、居住地(都道府県名)、症状・経過(来日日、症状出現日、受診した医療機関の所在する都道府県名)、行動歴(武漢市や中国への渡航歴など)

《大阪府で原則として独自に公表する内容》(案)

- ①入国経路(利用空港名)
- ②入国の時間帯(午前・午後の別等。ただし、便が特定されない範囲。)
- ③滞在した市町村名と滞在日(市町村名は府内のみ。府外の場合は「府外」。)

- マスクを着用するなど濃厚接触がない場合は、感染リスクが低いことから、訪れた具体的な場所(施設名、観光地名など)は、非公表とする。

- マスクを着用していない状態で不特定多数と濃厚接触をした可能性があるなど、感染拡大のリスクがある場合の公表内容については、個別に検討・判断する。

- なお、今後の感染症にかかる情報や感染拡大の状況をふまえて、適宜見直しを行う。

【留意点】

- ・情報の公表が社会に与える影響
- ・風評被害への配慮
- ・個人(患者)情報の保護

【参 考】

- 現時点のコロナウイルスの感染力

- ・新型コロナウイルスの感染は飛沫感染・接触感染。(参考:麻しんは空気感染で1人→12~18人)
- ・感染力は、1人→1.4~2.5人(WHOの見解)。(参考:季節性インフルエンザの感染力は1人→2~3人)
- ・死亡率は3~4%(MERS34%、SARS9.6%)で、死亡者のほとんどは60歳以上で慢性疾患(糖尿病、肝障害など)を持った患者。

- 濃厚接触者とは・・・同一居住者、適切な感染予防策を講じず、2m以内で患者と対面接触 など



音声読み上げ・文字拡大 Multilingual サイトマップ

キーワードから探す

検索

くらし・手続き 子育て・教育 健康・福祉・医療 人権・文化・スポーツ まちづくり・環境 市政情報 施設案内

[トップページ](#) [健康・福祉・医療](#) [健康・保健衛生\(保健所\)](#) [感染症](#) [お知らせ](#) [新型コロナウイルス関連肺炎について\(注意喚起\)](#)

新型コロナウイルス関連肺炎について(注意喚起)

更新日: 2020年1月29日

市民の皆様へ

令和元年(2019年)12月以降、中国湖北省武漢市で発生している新型コロナウイルス関連肺炎について、令和2年(2020年)1月28日現在、大阪府内で発生報告はありません。

市民の皆様は、風邪や季節性インフルエンザが多い時期であることを踏まえて、咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要です。

- ・感染症に関する相談は、豊中市保健所保健予防課(06-6152-7316)で受け付けています。
- ・大阪府では、府民向けに新型コロナウイルス関連肺炎の発生に伴う電話相談窓口を設置しています。

<府民向け相談窓口>

専用電話 06-6944-8197

ファクシミリ 06-6944-7579

<相談受付時間>

午前9時から午後6時まで(土曜・日曜・祝日も対応)

[みんなでできる感染症対策 <手洗い・うがい・咳エチケットで感染症を予防しましょう> \(大阪府ホームページ\)](#)

[新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～ \(内閣官房ホームページ\)](#)

[中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A\(令和2年1月26日時点版\) \(厚生労働省ホームページ\)](#)

医療機関・診療所向け

中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策について、国立感染症研究所・国立国際医療研究センターが下記URLにまとめています。参考にしながら対応ならびに院内感染対策をお願いします。

下記の疑い例に合致する患者が来院された際には、豊中市保健所保健予防課(06-6152-7316)あてに早急にご連絡いただきますよう、お願いします。

<参考>

- ・新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義 ※令和2年(2020年)1月21日時点

以下の1および2を満たす場合を「疑い例」とする。

- 1 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。
- 2 発症から2週間以内に、以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。
(ア) 武漢市への渡航歴がある。
(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

[中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策\(2020年1月21日改訂版\)](#)

関連リンク

[中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について\(厚生労働省ホームページ\)](#)

[コロナウイルスに関する解説及び中国湖北省武漢市等で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎に関連する情報\(国立感染症研究所ホームページ\)](#)

[新型コロナウイルス関連肺炎について\(大阪府ホームページ\)](#)

お問合せ

健康医療部 保健予防課

〒561-0881 豊中市中樫塚4丁目11番1号 豊中市保健所

電話: 06-6152-7316

ファクス: 06-6152-7328

[このページの作成担当にメールを送る](#)

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A

(令和2年1月26日時点版)

(一般向け)

1. 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は？
中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。
詳細は以下のページを参照ください。
厚生労働省 HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
2. 新型のコロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？
新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。
過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。
3. 潜伏期間はどのくらいの長さですか？
潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられています。
参考までに、他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>
4. 発生状況や死亡者数は？
最新の状況については、厚生労働省 HP:「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況につ

いて」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

5. 予防法はありますか？
一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗いなどを行っていただくようお願いします。

6. 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？
入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診するようにしてください。その際、武漢市に滞在していたことを申告するようにしてください。

7. 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？
検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び解熱剤と咳止めを服用している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています。また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

また、厚生労働省ホームページやTwitterで国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所 FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省 HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省 Twitter: <https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

厚生労働省 Facebook: <https://www.facebook.com/mhlw.japan/>

新型コロナウイルス関連肺炎の疑い例発生時のフロー

